

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から46年6月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和42年5月にA市へ転居したことを契機に、同年同月に市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を市役所及び金融機関の窓口で定期的に納付していた。

また、昭和47年8月から48年7月までは、厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない上、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間に重複して納付していたため、国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、申立人は当該期間の国民年金保険料をその夫の分と一緒に市役所及び金融機関の窓口で定期的に納付していたと主張しているところ、i) 申立人の当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっていること、ii) 申立人夫婦の当該期間前後の保険料の納付状況をみると、納付日が確認できる範囲において、夫婦の納付日は同一であることが特殊台帳により確認できること、iii) その夫の当該期間の保険料は、昭和55年3月に過年度納付により納付済みとなっていることから、申立人は、当該期間の保険料をその夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 5 月に A 市へ転居したことを契機に、同年同月に市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を市役所及び金融機関の窓口で定期的に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、46 年 11 月頃と推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、47 年 3 月 6 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も、申立期間①の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人がその主張のとおり、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の年金手帳、B 町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれにおいても、申立期間②は、保険料の免除期間となっていることが確認できること、ii) 申立人のオンライン記録によると、平成 16 年 7 月に、昭和 47 年 8 月から 48 年 7 月までの厚生年金保険の被保険者期間が追加されたことに伴い、同年同月に、当該期間のうち、申立期間②を除く期間の保険料についてのみ還付決議が行われ、申立期間②は保険料の還付の対象として除外されていることが確認できることから、申立期間②は、平成 16 年 7 月に記録が追加されるまで、免除期間であったと認められ、申立期間②の保険料が納付された形跡は認められない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 9 月まで

私は、中学生の頃から姉の嫁ぎ先の家同居しており、昭和 35 年 4 月に会社を退職してから、義兄が経営する店に勤めていた。

私が 20 歳になった昭和 36 年\*月頃、私の姉が、姉夫婦とは別に私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれ、国民年金保険料については、姉又は義兄が同年 4 月から姉夫婦の分と一緒に、店に来ていた金融機関の集金人に納付していたと姉から聞いた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間当時保険料と一緒に納付していたとするその義兄は既に他界しており証言を得られないこと、及び申立人の加入手続等を行ったとするその姉は申立人の国民年金の加入手続時期及び保険料の納付についての記憶が明確でないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その姉又は義兄が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた区を管轄していた年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録には、申立人が国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立人は、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉夫婦も、当該期間のうち、昭和 41 年 4 月から

43 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料が二人とも未納となっていることが確認できる上、申立期間は、126 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政側の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立人の姉夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 5 月に A 市へ転居したことを契機に、同年同月に市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分の保険料を市役所の窓口及び金融機関の窓口で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 5 月に A 市へ転居したことを契機に、同年同月に市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、その妻が夫婦二人分の保険料を市役所及び金融機関の窓口で定期的に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、46 年 11 月頃と推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、47 年 3 月 6 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとするその妻も、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月から 46 年 6 月までの期間は未納、同年 7 月から同年 9 月までの期間は法定免除となっていることが確認できる。

さらに、申立人がその主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から加入手続時期を通じて同一市内に居住しており、申

立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から46年5月まで

私は、退職した昭和41年7月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が、市役所の出張所で納付書により納付していたが、保険料の月額については、はっきりと憶<sup>おぼ</sup>えていない。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職した昭和41年7月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行ったと述べているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日は、46年6月9日であることが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続時期も、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間のほとんどの期間は、任意加入適用被保険者期間であることから、前述の加入手続時点において、制度上、遡って、国民年金の被保険者資格を取得すること、及び国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間の一部の期間は、第1回特例納付により納付することが可能であるものの、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、その主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付

するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していたとする申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。